

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成16年分の源泉所得税の課税状況を示したものである。

課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕らえたものである。

2 源泉徴収税率（平成16年分）

(1) 利子所得（源泉分離）	15%	
(2) 配当所得		
① 株式等		
イ 総合課税分 軽減税率適用分 （平成16年1月1日以降適用）	7%	
普通税率適用分	20%	
ロ 源泉分離課税分	15%	
② 公募投資信託等の収益の分配等（源泉分離）	15%	
(3) 割引債の償還差益（源泉分離）	18%（又は16%）	
(4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	7%	
(5) 給与所得「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	（略）	
(6) 退職所得		
イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合	「退職所得の源泉徴収税額表」……（略）	
ロ 無申告の場合	20%	
(7) 報酬・料金等		
イ 原稿料等（所得税法第204条1号）	$\left. \begin{array}{l} \text{1回の支払金額100万円までの部分} \cdots \cdots 10\% \\ \text{〃} \quad \quad \quad \text{100万超の部分} \cdots \cdots 20\% \end{array} \right\}$	
弁護士、税理士等（同条2号）		
職業野球選手、騎手等（同条4号）		
芸能等についての出演、演出等（同条5号）		
契約金（同条7号）		
ロ 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条2号）	$\left. \begin{array}{l} = \text{1回の支払金額1万円超} \\ \text{職業拳闘家（同条4号）} \quad = \text{1回の支払金額5万円超} \\ \text{外交員、集金人、電力量計の検針人（同条4号）} \quad = \text{月中の支払金額12万円超} \\ \text{バー、キャバレーのホステス（同条6号）} \quad = \text{（5千円} \times \text{日数）を越える額} \\ \text{広告宣伝の賞金（同条8号）} \quad = \text{1回の支払金額50万円超} \\ \text{競馬の馬主が受ける賞金（同条8号）} \quad = \text{（賞金額の20\%+60万円）を越える額} \end{array} \right\} \cdots \cdots 10\%$	
職業拳闘家（同条4号）		
外交員、集金人、電力量計の検針人（同条4号）		
バー、キャバレーのホステス（同条6号）		
広告宣伝の賞金（同条8号）		
競馬の馬主が受ける賞金（同条8号）		
ハ 診療報酬（同条3号）	= 月分の支払金額20万円超	10%
(8) 公的年金等（所得税法第203条の2）	= ((公的年金等の支給額) - (控除額))	10%
(9) 生命保険契約等に基づく年金	$\left(\begin{array}{l} \text{（支払う年金の額-その年金の} \\ \text{額に対応する保険料又は掛金} \\ \text{の額）で25万円を越えるもの} \end{array} \right)$	10%
（所得税法第207条）		